

令和6年度 新たに

「住民税非課税世帯」・「住民税均等割のみ課税世帯」になられた方へ



洲本市  
Sumoto City



## 令和6年度物価高騰重点支援給付金（1世帯10万円）・ こども加算（1人5万円）のご案内

物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援するため、給付金を支給します。  
（国の地方創生臨時交付金活用事業）

### 対象・支給額

対象	<b>1 令和6年度に新たに 住民税均等割が 非課税となった世帯</b>	<b>2 令和6年度に新たに 住民税均等割のみ課税 となった世帯</b>  ※世帯全員が住民税所得割(減税前)が 0円であり、1人以上が住民税均等 割(5,800円)が課税されている世帯 (住民税は所得割と均等割で構成さ れています。)	<b>3 こども加算</b>  1又は2の世帯で 扶養されている <b>18歳以下の児童</b>  ※1又は2にあわせて ご案内します。
支給額	<b>1世帯あたり10万円</b> ※1と2の併給はできません。		<b>児童1人あたり 5万円</b>
要件	基準日（令和6年6月3日）に洲本市に住民登録があり、 上記1または2に該当する世帯  <b>【下記の世帯は対象外です】</b> ※「令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）」又は 「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）」 の対象となった世帯（未申請・辞退を含む）は対象外です。 ※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の 税扶養を受けている場合は対象外です。		・平成18年4月2日 以降生まれの児童 が対象です。  ・令和6年6月4日 から令和6年10月 31日までに出生さ れた <b>新生児も対象</b> です（ <b>要申請</b> ）。
手続き	■「公金受取口座」を登録済の場合 7月上旬に、洲本市から「支給のお知らせ」を送付します。 ※口座の変更を希望されない場合は、 <b>手続き不要</b> です。 ※口座の変更を希望される場合は、オンラインで手続き頂くか、 下記までご連絡ください。  ■「公金受取口座」を登録されていない場合 7月上旬に、洲本市から「確認書」を送付します。 ※期限までに、「確認書」を <b>返送頂くか、オンライン申請</b> してください。 ■令和5年12月2日以降に洲本市に転入した方がいる世帯は、申請が必要です。 申請書をホームページでダウンロードして頂くか、下記までご連絡ください。		

### 申請期限 令和6年10月31日(木) 必着



**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**



自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、  
市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先 洲本市 健康福祉部 福祉課 「物価高騰重点支援給付金」担当  
TEL：0799-26-1166（受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く））